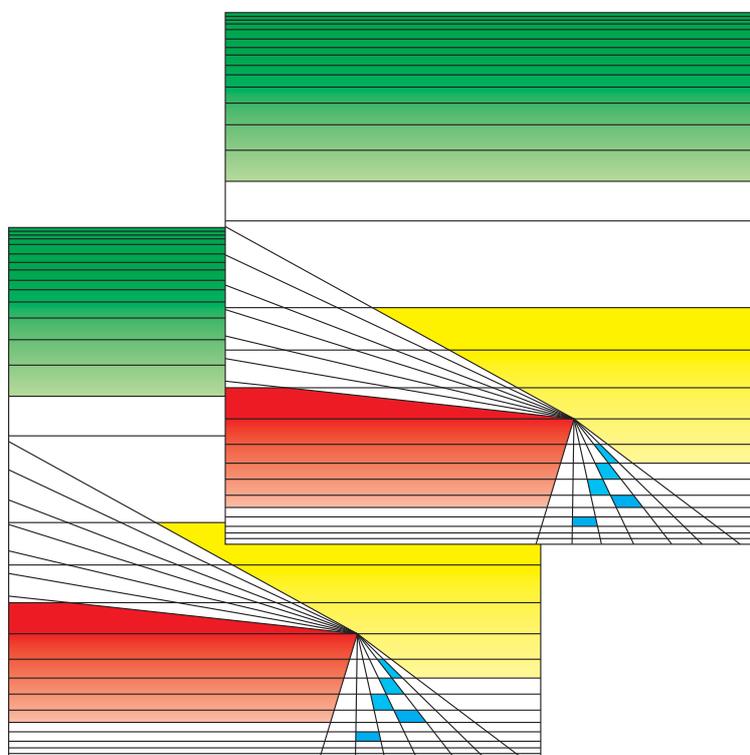


134

2019.10

自治権

いばらき



公益社団法人 茨城県地方自治研究センター



もくじ CONTENTS

障害者差別解消法が施行され3年が過ぎて

～行政と民間事業所の取り組みと障がい者差別体験を通して～

有賀 絵理（公益社団法人茨城県地方自治研究センター研究員） 3

障がい児・者のいるご家族の現状と課題

～身体面と精神面の実態 2019～

有賀 絵理（公益社団法人茨城県地方自治研究センター研究員） 16

【資料】

内閣府

障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針 31

内閣府

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
（障害者差別解消法＜平成 25 年法律第 65 号＞）の概要 42

内閣府

障害者差別解消法 43

内閣府

「合理的配慮」を知っていますか？ 44

外務省

障害者権利条約概要 52

障害者差別解消法が施行され3年が過ぎて

～行政と民間事業所の取り組みと障がい者差別体験を通して～

公益社団法人茨城県地方自治研究センター
研究員 有賀絵理

1. はじめに

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、「障害者差別解消法」とする）」が2013年6月26日に公布され、2016年4月1日から施行された。

障害者差別解消法を理解していく上で重要であるのが、「障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約」とする）」である。

障害者権利条約は、2006年国連総会において採択された条約で、日本国は、2011年の障害者基本法の改正、2012年の障害者総合支援法の成立、2013年の障害者差別解消法の成立や障害者雇用促進法が整ったのを経て、2014年1月20日に批准された。内容は、前文を含む条から成っており、障がい者の人権および基本的自由の享有の確保と権利の実現のための置、そして障がい者の尊厳の尊重を促進することを目的として定めた条約である。第3条は、「固有の尊厳」、「個人の自律及び個人の自立の尊重」、「無差別」、「社会への完全かつ効果的な参加及び包容」、「差異の尊重並びに人間の多様性の一部及び人類の一員としての障がい者の受入れ」、「機会の均等」、「施設及びサービス等の利用の容易さ」、「男女の平等」、「障がい児の発達しつつある能力の尊重」及び「障がい児がその同一性を保持する権利の尊重」掲げられている。障害者権利条約には、「社会モデル」の考え方が重要となっている。「障がい」には、心身の機能障がいを指す「機能的障害」と、多様な人が生活していることを想定せずに作られた社会の不備やバリアを指す「社会的障壁（「社会的障害」・「社会的バリア」ともいう）」があり、「社会モデル」の「障がい」の考え方は、障がい者自身にあるのではなく、社会の中にあるという社会的障壁のことである。

このような法律が整ったのだが、まだまだ周知度が低く、障がい者差別がまだまだ残っているのが現状である。

そこで、障がい者差別の実態も含め重度障がい者の車椅子ユーザーである筆者の差別体験と、自治体や民間事業所の取り組みを理解いただきたい。

2. 障害者差別解消法とは

障害者差別解消法は、障害者基本法第4条の「差別の禁止」の規定を具体化するものとして位置づけられた。

障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置等を定めることによって、差別の解消を推進し、すべての国民が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的としている。

障害者差別解消法の重要な点は、「障害を理由とする不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」である。それと同時に、「対応要領・対応指針の策定」、「障害者差別解消支援地域協議会の設置」も大切である。

2-1 「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」とは

「障害を理由とする不当な差別的取扱い」とは、例えば、機能的障がいを理由とした拒否をすることなどであり、行政機関等も民間事業者も禁止である。

国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者が、障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がいを理由として差別することを禁止しています。これを「不当な差別的取扱いの禁止」といいます。

行政機関等及び事業者が、障がいを理由として非障がい者と不当な差別的取扱いをすることにより、障がい者の権利利益を侵害してはならない。

2-2 「合理的配慮」とは

「合理的配慮」とは、人々の平等を確保するために行う手助けなどであり、行政機関等は負担が過重でない時は社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない法的義務であり、民間事業者は努力義務として意識啓発・周知を図るための取り組みを進める。

しかしながら、民間事業者は努力義務であるが、人は生活する中で行政機関に出向く機会よりも民間へ出向く機会の方が多いただろう。障がい者は、社会の中にあるバリアによって生活しづらい場合が多々ある。特に、障がい者は、行政機関への申請手続き等は家族やヘルパーが代理するケースも多いため、特別な場合を除き、行政機関へは殆ど訪れない。そのような中、民間事業者が努力義務であるというのは、再検討課題になるであろう。

基本的な合理的配慮には、「物理的環境への配慮」、「意思疎通の配慮」、「ルール・慣行の変更」などがある。

2-3 対応要領・対応指針とは

対応要領とは、国・都道府県・市町村などは、そこで働く人々が適切に障がい者と対応するために、不当な差別的取扱いや合理的配慮の具体例を盛り込んだ「対応要領」を、障がい者などからの意見をもらいながら作ることでとされている。行政で働く人は、対応要領を守って仕事をするようになる。

対応指針は、事業を所管する国が会社やお店などの事業者が適切に対応できるようにするため、不当な差別的取扱いや合理的配慮の具体例を盛り込んだ「対応指針」を作成するのである。事業者は「対応指針」を参考にし、障がい者差別の解消に向けて自主的に積極的に取り組むこととされ、事業者が法律に反する行為の改善を期待することが困難な場合などには、国から報告を求められたり、注意などをされることがある。

2-4 障害者差別解消支援地域協議会とは

国及び地方公共団体は、関係機関等により構成される「障害者差別解消支援地域協議会」を組織することができる。

障害者差別解消支援地域協議会は、都道府県、市町村それぞれの段階で設置でき、地域での障がいを理由とする差別に関する情報交換、障がい者や関係者などからの相談及び事例を踏まえた協議、障がい理解に向けた啓発の取り組みを進める役割が期待されている。

しかし、内閣府の調査によると、全国の自治体における障害者差別解消支援地域協議会の設置状況は、2016年10月時点では僅か30.4%であった。

2-5 障害者差別解消法の現状

2017年9月30日付で内閣府が公表した「障害者に関する世論調査」によると、日本国で障がいを理由とした差別や偏見が「ある」と思う人は83.9%であった。また、障害者差別解消法を「知っている」と答えた人は21.9%で、「知らない」と答えた人は77.2%であった。

障害者差別解消法が、まだまだ浸透していなく、周知度が低いということが明らかになった。

3. 自治体の取り組み

障害者差別解消法が施行から3年が過ぎたが、各自治体では、職員研修や、住民向けの研修、民生委員や自治会役員向けの研修など、それぞれの特性を活かしながら、少しでも早く障がい理解に繋がるよう障害者差別解消に向けての取り組みを実施している。

3-1 茨城県那珂市の取り組み

茨城県那珂市では、障害者差別解消法施行前から対応要領の作成を検討し、2016年4月1日の施行に合わせ、対応要領もスタートさせた。その他、障害者差別解消法に関する取り組みは、様々実践している。

2015年度には、12月から障がい者と触れ合う機会を設け障がい理解の促進と啓発活動のため、本庁舎入口付近にて、毎週火曜日、障がい者就労支援事業所定期物品販売会を実施し、現在も継続している。2月5日、働く障がい者の工賃向上の一助と障がい理解と社会参加の促進を図ることを目的として、障がい者就労支援事業所展示会を実施し、多くの方々に賑わった。2月29日には、合理的配慮促進を図るため難聴者の理解と要約筆記一日体験講座を、主に窓口対応の市役所職員が実施した。

2016年度は、4月から、市内の総合保健福祉センター「ひだまり」にて障害者差別解消法の相談窓口を「那珂市障がい者差別解消相談室」とし、市から市社会福祉協議会へ委託し、同時に「障害者差別解消支援地域協議会」も設置し、実施している。5月中の11日間には、全市役所関係者職員を対象にて、「那珂市障がい者差別解消職員研修会」を実施した。この研修会は、業務の関係上任意とされたのだが、9割以上の市役所関係者職員が参加した。障がい者差別解消職員研修会後には、担当者の意識が変化し、社会的障壁の除去に取り組むための検討が多々されている他、市民から市長宛に職員の対応の変化についての“よろこびのお葉書”も届いたのだ。

2017年度には、1月、2月、3月の市広報誌「広報なか」で、『まちでともに暮らす～障がい（者）に対する、一人ひとりのこころのバリアフリー推進のために～』と題し、障がい者理解促進のため、1月は身体障がい者を、2月は知的障がい者を、3月は精神障がい者の特集をされた。

2018年度には、7月から8月にわたり、那珂市内の小中教職員を対象に、那珂市小中教職員研修会を実施した。その研修会の中で、障害者差別解消法も内容に含めた（那珂市教育委員会HP参照：<http://www.city.naka.lg.jp/page/page004736.html>）。

2019年度には、市広報誌「広報なか」の中で、「こころのバリアフリー」と題し、筆者の連載を実施する。目的は、障がい理解と障がい者の差別解消に向け、こころのバリアフリーを市民一人ひとりが目指すことである。また、8月には、那珂市小中教職員研修会の中で障害者差別解消法も内容に含める。

3-2 茨城県日立市の取り組み

茨城県日立市では、2016年度には、市役所職員向け、市民向け、民生・児童委員向け、福祉事業所向けへ、障害者差別解消法の講演会を実施した。

また、市役所職員向けへの対応要領の作成時、市民一人ひとりの障がい理解も重要と考え、市民向けへ、「みんなでつくる共生社会～機能的障害のある人もない人も共に生きる社会へ～」と題し、リーフレットを作成した。この「みんなでつくる共生社会～機能的障害のある人もない人も共に生きる社会へ～」は、日立市のホームページでも公開し、誰もが理解しやすくなっている（日立市HP参照：

https://www.city.hitachi.lg.jp/life/007/002/p052006_d/fil/panfu.pdf）。

3-3 茨城県潮来市の取り組み

茨城県潮来市では、2016年度から毎年、市民向けの障害者差別解消法の講演会を実施している。

2018年度には、10月から12月にかけて、市内の全中学生を対象に、障がい者に対する差別を考え障がい福祉に対する理解を深める機会として、障害者差別解消法に関する講演会を実施した（広報いたこ Vol.212（2018年11月8日発行）参照）。

4. 民間事業所の取り組み

障害者差別解消法の中で、民間事業所は合理的配慮に関して、努力義務であるため、まだまだ周知度は低く、取り組んでいる事業所も少ないのが現状である。

そのような中、茨城県水戸市に本社がある茨城交通株式会社では、2017年度（2017年12月から2018年1月のうち全10回）、運転士職、ガイド職、整備職はじめ全従業員を対象とし、「障害者差別解消法を含め福祉に関する研修会」を実施された。障がい者や高齢者などの乗客なども躊躇することなく利用してほしいとの思いから、合理的配慮を理解し、障がいの有無に関わらず、多くの利用者が利用したくなるバス会社となるようサービスの向上を目指すため、役職だけにとどまらず、勤務時間を工夫しながらも全スタッフを対象とし、実施されていたのである（茨城交通株式会社 HP 参照：

<http://www.ibako.co.jp/contents/newsrelease/2018/03/16997.html>）。それだけにとどまらず、茨城交通株式会社の取り組みとして、車椅子ユーザーであっても気軽に外出を楽しんでもらいたいとの思いに、路線バスの低床化の導入を毎年増加し続け、さらには、リフト付きの観光バスの導入もしたとのことである。

5. 障がい者の差別体験

障がい者の差別体験を理解するために、障がい児2名、障がい者8名の10名の障がい児・者の方々に差別体験について調査した。障がい児には母親にお応えいただき、障がい者にはご本人にお応えいただき、差別体験を、直接、伺った。

以下の内容である。

① 障がい児・8歳・男・発達障害

「小学1年生時、地域の小学校に入学しましたが、学校も担任も発達障害に対して理解不足でした。友達と同じ行動が難しい息子でしたが、何度、先生方に説明しても理解してもらえず、担任から、特別扱いはできません、皆と同じようにやらないといけませんと押し付けられていました。ある時の掃除の時間に、本人は我慢をどこかにぶつたく、雑巾を噛み千切っていたことがありました。その時も学校に話しました。それからも何度も何度も学校に出向き、合理的配慮と障がい理解を求めましたが、月日が過ぎ、本人が登校を拒んでしまうようになり、“限界”と思いましたので、特別支援学校へ転校しました。これが一番の差別体験でした。(母親)」

② 障がい児・17歳・男・重複(知的・身体)障害

「父方の親、特に、おばあちゃんから差別を受けています。うちの孫には障がい者はいない…と言われ、孫だと受け容れてもらえず、かわいがってもらえません。近所の眼があるから連れてこないでちょうだいとか、親せきには紹介しなくていいし見られたくないなどと言われ続け、施設に入れることを要求されています。本人の将来も考えると、私も年取るだけでいつまでも面倒みられませんので、施設入所が良いと思います。今、施設への入所を登録しています。順番がきて、施設の受け入れが決まったら、すぐ学校を辞めて、施設の入所を優先して入ってもらおうと思っています。(母親)」

③ 障がい者・20歳・女・肢体不自由(車椅子ユーザー)

「ネイルサロンでのことです。ネイルサロンでは有名なお店があるのですが、行く前に電話で問い合わせをしてみると、車椅子というだけで態度が変わり、最後は断られました。お店に入れないといわれました。それが最近の差別だったかな。たぶん幼い頃から差別はありますが、よく覚えていません。いつも親と出掛けるので、あまり心配がないので…。(ご本人)」

④ 障がい者・23歳・女・肢体不自由(車椅子ユーザー)

「なんでしょうね～。そういえば、映画鑑賞時、4Dでは毎回映画館スタッフから断ら

れますが、3Dでも断られたことがありました。3Dでの眼鏡をかけての鑑賞でした。映画館スタッフの人から、映像が飛び出してくることにより騒がれると困ると言われ、鑑賞することを断られましたので、鑑賞を諦めました。(ご本人)」

⑤ 障がい者・30歳・女・肢体不自由（車椅子ユーザー）

「大学に行きたかったのですが、親の送迎の問題等で行けなかったことです。健常者は、歩けるので通えないことないし、お金がなければ奨学金があるし、遠ければ一人暮らしができるから、困ることがすぐ解決できる。けれど、私のように重度の障がい者は出来ないことは出来ないで終わるし、解決してくれる人は親以外いないのが差別です。(ご本人)」

⑥ 障がい者・35歳・男・肢体不自由（車椅子ユーザー）

「就職活動の際の理解不足が差別だと感じます。企業は、どこも障がい者に対して偏見を持っていると思います。自動車免許がないと落とされたり、自分で身の回りのことができないと落とされたり、障がい名を聞くと落としたりする。障がい者理解なしに障がい者差別はなくならないと思います。(ご本人)」

⑦ 障がい者・38歳・女・肢体不自由（車椅子ユーザー）

「すぐには思い出せないですね。そういえば、ある県の施設ですが、演劇ホールに行きましたら、演劇鑑賞側の観客席には車椅子席がありました。でも、演劇する舞台上に車椅子で上がれないという状態になっておりました。驚きました。差別ですよ。しかも、数年前に改築されたそうです。演劇する側には、障がい者がいないという固定観念でしょうか。私はただただ驚きました。海外に行くと、このような差別は聞いたことないですね。私自身が直接受けた差別は、すぐには思い出せません。差別があって当たり前的人生でしたからね。何が差別なのかわからないくらいですよ。(ご本人)」

⑧ 障がい者・44歳・男・肢体不自由（車椅子ユーザー）

「病院にかかった時、医師に、あなたの障がいかわからないから診られないと言われたことです。単に、自分では風邪か花粉症か診察してほしかったので、そのことも話しましたが、障がいばかり気にされてしまって、全然、自分の話を聞いてくれなかったことです。偏見というか、差別だと思いました。皮膚科にかかった時も、個人の皮膚科でしたが、皮膚科の事務員や看護師に、車椅子では混雑する時間帯に来られると他の患者の迷惑であると言われ、自分だけ、事前に電話をかけ他の患者とは違う時間帯（早朝や夜間）にかかった時、特別扱いと思えばよいかもしれませんが、なんだかさみしい気持ちでいっぱいになりました。(ご本人)」

⑨ 障がい者・49歳・男・肢体不自由（車椅子ユーザー）

「商店街にあるお店の構造や、店内のつくりには差別を感じますね。星がついているお店ほど車椅子で入れないことが多いですね。結局、チェーン店で済ませてしまったりして……。差別解消法などの法律は施行されてもあまり意味がないですよ。行政や議員は言えないのでしょうか。気になりますが、皆さん関係ないのでしょうかね。（ご本人）」

⑩ 障がい者・51歳・男・肢体不自由（車椅子ユーザー）

「何かあったかな。職に就く時、数々の直接差別をうけたけど、忘れた。思い出したくないな。最近一番感じるのは、障がい者は酒を呑まないと思っている人が多くて、呑み屋などに段差や階段などがあると差別だなと思うけどな。それくらい。あとは、日本は福祉に対しての予算は、施設や制度では使うことが多いと思いますが、民間事業所にも貢献した方がいいけど、ハード面とソフト面の両方に予算を使ってほしいなと思います。（ご本人）」

6. 筆者の差別体験

これまで生きてきた中で、様々な「差別体験」をしている。直接差別は多いが、間接差別も関連差別も体験がある。幼少時代からあげてしまうときりが無い。もちろん、差別体験とは、いかに悔しいことであり、かなしい出来事でもあるが、非障がい者には体験できない貴重な体験だと思える。

今回は、これまでの人生の中でも、大きかった差別体験を1つあげておこう。

それは、2018年に起きた体験であり、I大学の対応である。I大学は、筆者が、長年、非常勤講師を勤めてきた大学である。2018年度、2019年度の非常勤講師の依頼があったため、勤める際に合理的配慮を求めた。2018年度までは、非常勤講師を勤める際に合理的配慮を求めなかった。それには、大学側が、合理的配慮と位置づけられる研究室の提供をしてくださっていたため、それ以上のことは求めずに勤めていた。しかし、2018年度、いきなりの研究室の撤去を求められたため、2019年度からの非常勤講師を勤める際にかかなりの不自由が生じてくるため、いくつかの合理的配慮を要求した。合理的配慮とは、①講義時のサポート体制としての介助者、②講義期間中の休憩場所としての個室、③講義で使用する福祉機器の保管個所、④講義期間中の車椅子やPC等の充電をする電源確保、⑤駐車場の確保、などである。結論から行くと、I大学には、障がい者である教員への体制づくりができていないと理解したのである。特に、①講義時のサポート体制としての介助者に関して、何の回答も得られず、2019年度が近づいてしまっていたのである。障がい者である学生には、ベッドが用意された窓付きの部屋と共にヘルパーの付き添いを大学側の予算で実施し、提供している。しかしながら、教員に対しては実施されないというのが現実であったのだ。歴とした「差別」である。実は、I大学は、障がい者である教員に対しての「差別」は、この件だけではなかったのだ。近年のことではないが、過去を遡ると、非常勤講師の枠を3時間しか与えず、実際は15時間の枠の講義をすべて実施させていたという実態もある。I大学の障がい者の教員に対する扱いは、障がい者に対する無理解から生じる「差別」である。

7. まとめ

障害者差別解消法が3年過ぎた今も、多くの「障がい者差別」があちこちで発生している。障がい者が、行けず・進めず・選べず・入れず・参加出来ず等という状態を無くすることが重要である。それには、「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮」と「社会的障壁の駆除」に、徹底的に取り組むことである。やはり、一番大切なのは、「こころのバリアフリー」である。

まず、「5. 障がい者の差別体験」での調査結果や「6. 筆者の差別体験」からも理解できるよう、まだまだ社会の中には、社会的障壁が多いこと、そして非障がい者の意識（こころ）のバリアが多いことが理解できた。

そこで、「障がい者差別」を無くしていくためには、障害者差別解消法や障害者権利条約などの周知度と理解度をあげていく取り組みが必須である。現状では、「2-5 障害者差別解消法の現状」で理解できるよう、障がいを理由とした差別や偏見が「ある」と思う人は83.9%であったが、障がい当事者に、「これまでの人生の中での差別体験を教えてください」と聞くと、考え込んでしまい、即答する人が少なかったのも現状である。障がい当事者は、自身が社会の中で出来ない・参加出来ないことがあるのは仕方がないことであると妥協や諦めてしまっているということも要因であるのだろう。また逆に、多くの非障がい者は、障がい者が社会の中で差別されていることや、自分たちが無意識に差別をしてしまっていることを理解していないのも要因であるのだろう。そのお互いの要因と要因が、社会の中で、「差別」を生み出しているともいえるのではないだろうか。

また、障害者差別解消法とは、対象地域、場所等は限定されていない。障がい者も、国民の一人として保障されるべきである。たとえ、障がい者であったとしても、非障がい者と同様に、教育、医療、雇用、生活などの全般で、等しく機会が得られ、「完全参加と平等」を確保されるべきである。そして日常生活の中で、「障がいを理由とする差別」は、「国民としての権利」、「基本的人権」を行使できないことという状況に気付くべきである。

障がい者の生活を考えた際、「差別」とは気付かなかったかもしれないが、差別的な扱いを受けている現実が、実は多くあちこちで見られているのだ。例えば、車椅子が通行する歩道には段差や乗り上げられた車両等がまだまだあり、バスやタクシーなどの公共交通機関に乗車拒否されるといったことは、未だに存在している。そればかりではない。障がい者に対する無理解から、様々な差別に繋がっているのだ。階段があり車椅子では舞台上がれない劇場、映画鑑賞の拒否、教育現場での障がい者の教員に対する「差別」など、きりが無い…。国公立の学校や福祉施設等には法的義務が課されるが、周知されていないがために、各学校等の対応が遅れているのも現状である。いわゆる、「障がい者差別」は「人権問題」でもあるといえるだろう。

また、年々、自治体では、「合理的配慮の提供を支援する助成制度」の取り組みを開始し始めている。事業者や自治会や団体等で、障がい者等に必要な合理的配慮を提供するために

かる物品や工事費用の一部を助成する取り組みである。多くの自治体で開始されており、スロープやエレベーター設置等の一部の費用を助成されることにより、改善されている場所も増えている。しかしながら、この取り組みでは、ハード面はよくなるが、スタッフのソフト面、いわゆる、こころのバリアフリーの向上はみられない。助成の中に、物品や工事費用と同時に、こころのバリアフリー、ソフト面の向上も図るための福祉の研修も義務化すべきである。ハード面が整ってきてもソフト面が整わなければ、バリアフリーは進まないのである。また、建物がどんなにバリアフリーでも、そこを担うスタッフにこころのバリアフリーがなければ、そこを利用しようとリピートはしなくなる。逆に、少々、段差等の不自由さがあっても、スタッフがこころのバリアフリー人であれば、リピートをしたくなる。だからこそ、ハード面のバリアフリーよりも、ソフト面、こころのバリアフリーが重要であり、ハード面だけのバリアフリーでは、こころのバリアフリーは成立しないのである。「合理的配慮の提供を支援する助成制度」を実施するのであるならば、まずは、こころのバリアフリーを学ぶ福祉の研修を必須にしての助成制度でなければ意味がなくなってしまうのだ。街全体のバリアフリーに繋げるには、ハード面だけでなく、事業所等、そして事業所等を担うスタッフのこころのバリアフリーを育て成長させる取り組みを実施していただきたい。

「4. 民間事業所の取り組み」での茨城交通株式会社の取り組みは、スタッフの皆様のこころのバリアフリーの向上を目指すための研修会実施ともいえるだろう。スタッフの皆様がこころのバリアフリー人を目指すことにより、障がい者だけでなくバスの乗客を含め、茨城交通株式会社と関わるすべての人との関係性の向上に繋がり、ハード面の整備の際も協力者が増えることにも繋がりやすくなるだろう。よって、茨城交通株式会社の取り組みのソフト面からハード面への整備の考え方は、素晴らしい先駆けの取り組み方法であるといえる。

今後、益々、社会モデルや合理的配慮の推進、社会的障壁除去など障害者差別解消法に関する話題が増えていくだろう。

これまで「差別」というと、①宗教差別、②人種・民族差別、③言語差別、④身分・階級・職業差別、⑤ハンセン病などの差別、などが認知されていただろう。そのような中で、きちんと、「障がい者差別」もあるということも多くの人に認識してもらい取り組みを検討していただきたい。

障害者差別解消法には、「障がい者」という語が付いているため、ややもすると、「障がい者」に関する法律とみなされてしまいがちである。一見すると、「3. 自治体の取り組み」も、障がい者に対する差別解消や理解促進のための活動とみえてしまうが、実は、「障がい者」、「非障がい者」関係なく、すべての人々のためであり、一人ひとりが輝き未来に夢がもてるまちにしたいとの思いが詰まっているのである。

障がい者も非障がい者も同じ人間であり、誰もが住みやすいまちを目指していくことが重要である。それには、障がい者自身も社会生活の中における常識・非常識を身につけることも大切である。障害者差別解消法が施行され3年が過ぎた今年度、社会的障壁がゼロにな

っていく取り組みこそ、“障がい者”と“非障がい者”の間には差が少なくなっていくのである。だからこそ、非障がい者は社会的障壁が残っているところから減らす取り組みを、障がい者自身は社会生活においての常識や非常識を身につけておくことが、お互いに大切なのである。

今後、さらに、多くの自治体、事業所は、障害者差別解消法に向けての様々な取り組みを実施するだろう。その際、関係者スタッフをはじめ、一人ひとりのこころのバリアフリー構築へ繋がることを目標に、「こころのバリアフリー」の重要性を忘れないで取り組んでいただきたいと切に願う。

障がい児・者のいるご家族の現状と課題

～身体面と精神面の実態 2019～

公益社団法人茨城県地方自治研究センター
研究員 有賀 絵理

1. はじめに

昨今、様々な福祉の制度が整い、重度障がい者であっても、施設だけで生活するのではなく、地域・地元で生活できるようになってきている。特に、障がい者に関する福祉制度は、どんどん変わってきている。

まず、2003年4月に、「支援費制度」が施行されたことで多くの障がい者はヘルパー制度等を利用し始めた。その支援費制度が、2006年4月には、「障害者自立支援法」へ移行した。2012年6月には、「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が公布され、2013年4月には、障害者自立支援法は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」となった。この制度により、障がい者の範囲に難病等が追加され、障がい者に対する支援の拡充などの改正が行われた。

このように、徐々に制度が整ってきているため、重度障がい者はヘルパー制度等を利用し、親と離れ、一人暮らしやグループホームなど自由に暮らす障がい当事者も出てきている。そのようなことから、障がい者の生活が大きく転換されてきているといっても過言ではないだろう。

しかしながら、一方で、障がい当事者を取り巻く環境は、まだまだ整備されていないのも現状であり、障がい者のいるご家族は、ご家族だけで介助・介護を頑張りに苦しんでいるケースが多々あるのも課題である。そのため、時折、高齢の親が障がいのある子の介助・介護を苦に、以後のような事故が発生しているのも見逃してはならないだろう。

2019年2月26日の産経新聞に、次のような記事が載っていた。

『息子の遺体乗せ衝突事故 遺棄容疑母「一緒に死ぬ」福岡県警東署は26日、息子(25)の遺体を車に乗せて放置したとして、死体遺棄の疑いで、福岡市博多区の無職、神田真理子容疑者(49)を逮捕した。25日夜、神田容疑者の乗用車がガードレールへの衝突事故を起こし、車内から遺体を発見。息子は難病の筋ジストロフィーで長年寝たきりだったといい「息

子が亡くなり、一緒に死ぬつもりだった」と供述している。署によると、息子の晃希さんは1歳で発症し、神田容疑者が2人暮らしで世話をしていた。神田容疑者は25日午後7時ごろ、自宅で晃希さんの呼吸が止まっていることに気付いたという。その後晃希さんを乗せて福岡県内を移動し、午後9時20分ごろ、福岡市東区の九州自動車道で衝突事故を起こした。神田容疑者はけがをしたが、命に別条はない。逮捕容疑は25日夜、車の助手席に晃希さんの遺体を放置していたとしている。筋ジストロフィーは、全身の筋力が徐々に低下する難病。(2019.2.26 産経記事より)』

そこで、障がい児・者のいるご家族の実態を把握するため、ご本人やご家族の身体面と精神面を中心に、現状と課題を検討する。

2. 調査

調査期間は、2018年11月から2019年4月に実施したのである。

調査方法は、個々に、時間をじっくりかけ、ヒアリング調査をした。

調査対象者は、重度障がい者のご本人と、そのご家族であり、これまでに筆者と面識のあるご家族11世帯である。調査対象者が少ないように思われるが、各ご家族のお言葉を大切にしたいと考え、調査時間を重視した調査である。

調査項目である。調査項目は、名前、お住まい地域（市区町村）、障がいの状況、年齢、家族構成、利用している制度、平日の1日のスケジュール、土日祝などの休日の1日のスケジュール、障がい当事者の目標や夢、今後について感じていることなど、そしてご意見である。

3. 調査結果

調査結果である。

調査対象者のご本人を含むご家族の強いご希望により、個人が判断されない形での結果公表をしてほしいとの約束での調査になった。そのため、調査項目で、「名前」と「住所（お住まい地域）」も伺ったのだが、対象者のご希望により、今回は伏せさせていただく。

なお、調査の際のご回答いただいた様々なご意見や、日頃の想いをお話いただいた結果についての記載には承諾いただいている。

調査項目別に表す。調査項目は、①年齢、②家族構成、③使用している制度、④1日のスケジュール（平日）、⑤1日のスケジュール（休日）、⑥目標・夢、⑦今後について感じていること、⑧ご意見である。

調査対象は、障がい者5家族と障がい児6家族である。

<障がい者>

・ Aさん：肢体不自由（車椅子ユーザー）・ご本人が回答

- ① 38歳
- ② 母68歳と2人暮らしです。
- ③ 訪問ヘルパー
- ④ 趣味余暇活動をしています。
- ⑤ 人が多いとあまり行きたくないと思いますが、休日は友人と会ったり、母や親せきと買物をしたり、趣味余暇活動しています。
- ⑥ 海外に行きたいと思っています。世界中、行ってみたいと思っています。特に、イタリアでピザを食べたり、アルゼンチンやフランスで風景を楽しんだり、オーストリアで音楽鑑賞やチョコレートを食べたり、アメリカではディズニーランドに行きたいです。
- ⑦ もっと、気軽に重度の身体障がい者でも外に出られるような世の中になってほしいと常に思っています。重度の身体障がい者ですと、トイレ介助や移動などで苦勞しますので、そう簡単には出掛けられません。トイレ介助や移動が簡単に出来る福祉機器が開発されると嬉しいと思います。母が高齢者になってきましたので、母と2人で外出が困難になってきました。外出の際、移動サービスやヘルパーをお願いしたいのですが、ヘルパーさんなどの他人が入ると、母も自分も気疲れしてしまいます。逆に、疲れてしまって、行かなければよかったと後悔することも、今までにありました。だから、外出先で、福祉機器の例えばリフトがあったり、トイレにボランティアさんやロボットが手伝ってくれたりすると…。そうすると、外出が出来るようになるかもしれません！

⑧ 制度が使えるのは嬉しいですが、ヘルパーさんも人なので、相性の問題や機嫌の問題もあるから、制度では整わないソフト面があると思います。例えば、ヘルパーさんの教育や心構えの研修などを実施してほしいです。

・ Bさん：重複障がい（車椅子ユーザー、知的障がい）・母親が回答

① 47歳

② 父82歳・母78歳と3人暮らし、姉49歳（他市に1人暮らし）

③ ショートステイ、デイサービス

④ 平日の週3日はデイサービス、月3日ショートステイ、月1回病院、あとは自宅で両親と生活している。

⑤ 自宅で両親と過ごしている。特に外出はしない。

⑥ 夢や目標はないです…。特にないですね。

⑦ 今後など、“心配”と“不安”しかないですね。親が死んだ後が心配でいられない…。最近、特に、どうしたら、いいのか…と、悩んでいる毎日です。私たち（両親）が高齢になってきましたし、お父さんも弱ってきているので、私たち（両親）が死んだら、姉は面倒みられないし、姉には結婚をしてほしいから障がい者の弟がいることで犠牲になってほしくないですし…。今後のことは、常に考えていますが、解決はできていません。市役所にも社協にも相談窓口にも水戸の相談にも病院の相談にも、あちこちの相談に行ったことがあります。お父さんといくつも廻りましたが、あまり納得のいく答えが見つかりませんでした。今は諦めしかありません。仕方ないですよ、結局は誰も他人事ですよ。だって、相談者、皆さん健常者で、しかも家族にも障がい者がいない方々ですよ！それで他人の気持ちわかりますか！相談者にも、「いい人だな、親身な方もいたな」と思うと、それは“（親身な）フリ”だったと、今は思います。お先真っ暗闇です…。

⑧ 「親亡き後」などと言われていますが、役所も市長も政治家も議員も誰も組みまないから進まないですよ！どうにかしてほしいけど、皆さん他人事ですよ。高齢者よりも子どもよりも、先に障がい者をどうにかしてほしいですよ！あるところでは、子ども食堂に障がい者が行ったら、「子ども食堂だから障がい者はごめんね」と追い出されたようです。いいんですか！差別ですよ？子どもや高齢者ばかりで見捨てられていると思います。

・ Cさん：重複障がい（車椅子ユーザー・軽度知的障がい）・母親が回答（一部ご本人も回答）

① 31歳

② 父61歳・母55歳と3人暮らし、弟27歳は他市に暮らしています。

- ③ ヘルパー、訪問入浴、訪問介護、訪問看護、デイサービス、ショートステイ
- ④ 平日は、訪問介護で1日に朝晩ヘルパーが入り、週1回訪問看護、訪問入浴、週2回デイサービス、月2日ショートステイです。
- ⑤ 土曜日は訪問介護で、日曜日は両親と過ごしています。混雑するところが嫌なので、特に外出はしませんけど、毎日、比較的楽しいです。
- ⑥ 夢は、いつまでも両親が元気なことです。目標は健康です（母）。
お母さんが大切です（ご本人）。
- ⑦ 今後ですと、親が亡くなってからが気がかりで仕方ありません。親亡き後です。財産などのお金の管理や、自宅をどうすればいいか、そして身の回りのこと、お墓の管理のこともですね。親がいなくなったら、どんな生活になるか想像がつかず、すごく心配です。それと、自宅では、いつまで生活できるのかなどが不安です。ショートステイに行きますが、向こうでは本人も楽しそうですが、誰にも言ったことがないのですが、ショートステイから帰ってくると疲れるようで寝てばかりいます。かなりグッタリの様子を見せるので、今までも何度も、「楽しかった？」と訊くと、いつも同じ答えなんです。「本当は楽しくない！日帰りがいい！泊まるの嫌だけど…頑張ります！」と言われます…。なんだかとても複雑で複雑でいられないんですよ。個人名も市町村も書かないでくださいね。実は、ヘルパーさんや、社協や市役所の職員さん方には、「楽しかったです。」と答えてしまうんです。本人も理解しているんでしょうね…。色々考えると、本当に悩むことも多いのですが、今を大事に生きたいとも思います。今はほとんど会わなくなりましたが、特別支援学校の時の障がい者の友達のご家族と会うと話しますが、本音は、今の制度では保証はできないと思います。精神面がね。わかってくださいますよね…。
- ⑧ 意見は、特にないのですが、いつまでも親が元気でいないとダメだなーと思うばかりです。

・ Dさん：肢体不自由（車椅子使用） ・ ご本人が回答

- ① 51歳
- ② 妻49歳
- ③ なし
- ④ 仕事（自由業）と趣味です。
- ⑤ 妻と外出したり、自宅でのんびりしたり、趣味で運動をする程度です。
- ⑥ 世界一周したいかな。
- ⑦ 特に展望はないな。
- ⑧ 自分は中途障がいだけど、事故当時からみれば元気のようにしているけど、精神

的には疲弊しているよ。絶対にみせないけど、時々、人生に疲れるなど思うこともあるよ。終わり！

・ Eさん：重複障がい（車椅子ユーザー、知的障がい） ・ 父親が回答

- ① 40歳
- ② 父69歳・母70歳
- ③ なし
- ④ 自宅にて両親と過ごしています。
- ⑤ 自宅にて両親と過ごしています。
- ⑥ ありません。
- ⑦ 先は怖くて考えたくないな。私たち両親が死んでしまったら、先は考えられなく、心配で不安いっぱいです。
- ⑧ 意見はないけど、先は恐怖ですね。

<障がい児>

・ Fさん：知的障がい・母親が回答

- ① 7歳
- ② 父26歳・母25歳
- ③ 放課後デイ
- ④ 学校
- ⑤ 土曜日は児童デイ、日曜日は自宅で過ごしていますが、大変です。日曜日は、私もゆっくり休みたいけれど、子ども（障がい児）がいると、ゆっくりできないし、月曜日からの用意もあるし忙しいです。日曜日も預かってほしいです。役所にも話しているので、そろそろ良い答えをくれると思っているんですがね～。疲れるとイライラするので、長期休みはショートステイも利用したいと考えています。
- ⑥ 早く自立してほしいです。親から離れることが目標です。早めに施設とか予約した方がいいんですかね～。
- ⑦ まだわからないですね。
- ⑧ 日曜日や祝日とかも関係なく、休日も無償で預かってくれるところがあるといいですねー。家に障がい者がいるって大変ですよ。

・ Gさん：重複障がい（車椅子ユーザー、知的障がい） ・ 母親が回答

- ① 17歳
- ② 父49歳・母48歳・兄22歳
- ③ なし

- ④ 学校
- ⑤ 病院または家
- ⑥ スムーズに決まっしてほしい進路（施設入所）です。
- ⑦ 施設での暮らしがスムーズに決まっしてほしいですが、幼少時から病院暮らしですので、これでよいのかなとも思ってしまう時がありますが、私たちは高齢に向かっていくので、お兄ちゃんに残すのも大変でしょうし、お兄ちゃんにはお兄ちゃんの人生を歩んでほしいですしね。一番はスムーズに施設入所してほしいです。
- ⑧ ないです。

・ Hさん：肢体不自由（車椅子ユーザー） ・ 父親が回答

- ① 10 歳
- ② 父 45 歳 ・ 母 41 歳
- ③ 放課後デイ
- ④ 学校
- ⑤ 自宅で過ごします。
- ⑥ 家族仲良く…ですかね。
- ⑦ まだ何とも言えませんが、何となく様々なことに不安だらけです。どのような人生を送らせたらいいのかな～。
- ⑧ 母親が障がい者の子どもを受け容れていませんので、早く施設に入れたいと思うのですが、今から施設に入れるのもかわいそうですし、悩みです。何がベストなのか、これから、どうしたらいいのか、まだ答えがでていない状態で、わかりません。

・ Iさん：知的障がい ・ （母方の）祖母（64歳）が回答

- ① 7 歳
- ② 父 31 歳 ・ 母 28 歳
- ③ 放課後デイ
- ④ 学校
- ⑤ 母方の祖母の自宅で生活します。
- ⑥ わかりません。
- ⑦ わかりません。
- ⑧ 父親は忙しい仕事ですので子どもの面倒をみられません。母親は子どもの障がいを受け容れられません。私（母方の祖母）に預けることがほとんどですが、私も高齢で孫は大きくなりますし大変になってきました。それと、最近感じるのですが、母親は軽い精神疾患になってしまっていると思います。困っています。相談

したいのですが、役所も社協も知り合いが多く、相談しづらいです。市外の人や法律相談みたいに専門家相談したいんですが、病院ではなくて、役所や社協でやってないですよ。しかも、役所や社協は地元の方や地元の方との繋がりもあり複雑ですね…。悩ましい限りです…。息子と嫁と孫のこと、私のことも、すべての相談が一気にできる、一気に聞いてほしいです。

・ Jさん：肢体不自由（車椅子ユーザー）・母親が回答

- ① 8歳
- ② 父29歳・母32歳・弟4歳
- ③ なし
- ④ 学校
- ⑤ 家族で過ごします。
- ⑥ 本人の好きな人生を送ってほしいです。
- ⑦ 障がいがあっても後悔しない人生を送ってほしいと思っていますので、本人の夢が叶うように協力したいですね。夢は何でしょうね。
- ⑧ 障がい者だからと引込まないでほしいですね。努力や厳しいことも多いと思いますが、「人生楽しかった！」と思えるような生活をさせたいです。まだ小学生ですが、もう小学生かもしれませんが、ただ困っているのは、父親と父親の母（おばあちゃん）が、子どもの障がいを受け容れていなくて、「リハビリやりなさい！」や「何で歩けないの？」などと本人に言うことがあるので困るんです…。

・ Kさん：知的障がい・母親が回答

- ① 18歳
- ② 父42歳・母40歳
- ③ 施設入所
- ④ 施設
- ⑤ 施設
- ⑥ 施設
- ⑦ 施設でずっと暮らせるように…と思うばかりですね。
- ⑧ 今年の3月まで、自宅から茨城県内のある特別支援学校に通っていました。4月からは、茨城県外の施設に入所しましたので、すごくホッとしています。家に障がい者の子がいると、知的なので、あちこち歩いてしまったり、常に目が離せず、落ち着かない毎日でした。施設の入所が学校の卒業と同時に決まり、本当によかったですよ。このまま家に居られたら、私が何も出来なくて困ります。私も、5

月からパートが決まりましたので働きます。自分の時間がやっと出来て、解放された気持ちです。施設は面会日がありますが、無理に行かなくても問題ありませんので、旦那と2人の時間も楽しみ、旅行などもしようかな。まだ旦那も私も40代なので、今までの時間を取り戻すように、人生を自由に楽しみます。

4. 考察

まず、調査対象者の年齢構成だが、小学低学年である7歳から50歳代と幅広く実施できた。

「家族構成」では、ご両親と生活している世帯が多くみられた。特に、障がい者世帯では兄弟姉妹は離れて暮らし、障がい当事者は両親と一緒に生活している傾向がみられた。

「利用されている制度」では、障がい児は“放課後デイサービス”利用者が多く、障がい者になると、それぞれの生活スタイルに合わせた制度利用をしている。

「1日のスケジュールでの休日」は、自宅にて家族と過ごすことが多く、休日に外出する障がい者が少ないのが現状でした。混雑、人混みは避けるというお話もいただいた。

夢を描いている障がい当事者が少なかった。幼い頃から、何でも制限され、現実をみて生活しているため夢を描くということは困難であり、イメージしにくいのだろうと考えられる。しかし、夢を描くということは、人が生きていくための目標になり、生きていくためには非常に大切なことである。障がい者に夢を持てるような社会になっていないということも理解できた。

「今後について感じていること」や「ご意見」では、様々なお話を聴かせていただいた。そして、“障がい者の親の考え”と“障がい児の親の考え”の大きな違いがみられた。

5. まとめ

今回の調査結果で、重要な点は、“障がい者の親の考え”と“障がい児の親の考え”に大きな相違があったことである。保護者である親の年齢を比較すると、障がい者の親は50代から80代であり、障がい児の親は20代から40代である。後者の親は施設や事業所など制度を利用しなるべく自分の時間を大切にしたいという傾向が強く、前者の親は自分が犠牲になってもなるべく自分の子である障がい者を自分の力で守りたいという傾向が強いことが明らかになった。昨今、障がい児・者の事業所も増え、制度を利用しやすくなっているが、一方で、本当に必要な障がい者に制度が行き届いているとはいえないこともあるだろう。また障がい児の親の中には、平日だけでなく、土日も制度を利用して障がいのある子どもを預けたいというご意見も聞かれた。子どもとのコミュニケーションの時間帯はあるのだろうか。ある事例では、重度の知的障がい児が親に甘えることができず、デイサービスの職員を親のように慕っているということを目にしたことがある。長い時間を共に過ごしていると、いつの間にか愛情がうつるのだろうが、果たして、そのような現象はいかなるものだろうかと思わずにはいられない。長年、ヘルパーとして働いている女性S氏は、「ヘルパーを長年してきて、多くの障がい児や障がい者と接してきましたが、親御さんから愛情をもらっている障がい児や障がい者は、比較的、性格も素直で愛情が溢れています。そのような方々には、ヘルパーとして関わらせていただいて、一生懸命支えたいなという気持ちにさせてくれることが多いです。」と話されていた。今後、行政の担当者は、単に制度の申請があがってきたからと、すべてを通そうとするのではなく、ご家族の生活環境と状況をしっかり聞き取り把握し、必要に応じ、支給決定することが大切である。逆に、制度申請がない障がい当事者やご家族への訪問や聞き取り調査なども必要に応じ実施し、ご家族に過剰な負担がかかっているご家庭には制度利用の方が負担軽減に繋がることを伝える等、各世帯に応じ、対応するべきである。

昨今、福祉の制度が進み、様々な制度が増え、障がい児・者のご家族は制度を利用し、保護者などのご家族は身体的には楽になってきていると考えられている。今回の調査協力者である障がい児・者と保護者である親は、障がい当事者の障がいや生活に沿った制度を利用していた。確かに、現状は、障がい児・者の親やご家族の身体的負担は軽減しているといえるだろうが、「今後について感じていること」や「ご意見」では、様々な調査にてお話を聴かせていただき、精神的には今も昔も変わらないことが理解できた。特に、“障がい者の親”と“障がい当事者”にとっては、制度利用イコール精神的安定には繋がっていないことが理解できた。ヘルパーなどの制度は整ってきているが、他人であるヘルパーでは、精神的には安定しないケースが多く見られた。「今後について感じていること」や「ご意見」の中では、Aさんは「外出の際、移動サービスやヘルパーをお願いしたいのですが、ヘルパーさんなどの他人が入ると、母も自分も気疲れしてしまいます。」とお話しされており、Cさんは、シヨ

ートステイで疲れてしまうようだが、その疲労をご本人なりに他人には隠すかのように「ヘルパーさんや、社協や市役所の職員さんには「楽しかったです。」と答えてしまう」とお話しされていた。そればかりではなかった。Aさんは「制度が使えるのは嬉しいですが、ヘルパーさんも人なので、相性の問題や機嫌の問題もある」とお話しされていた。障がい者も親もヘルパーも誰しも“ヒト”であり、機械ではない。毎日、同じ介助・介護であっても、ヒトがヒトを介助・介護するからこそ、お互いにお互いを思いやる「こころのバリアフリー」が大切であると理解できた。

次に、「障がい受容」の大切さである。障がい受容は、障がい当事者をはじめ親、祖父母など周囲の人々にとっても重要である。障がい児の家族の多くにみられたのが、親が子どもの障がいを受容できていないことであった。我が子として誕生した障がい児を受け容れられないという。その中には、障がいの子どもの受け容れられず、親が精神疾患気味で苦しんでいるというご家庭もみられた。確かに、障がい受容することは大きな壁であるが、障がい受容することにより、障がい当事者は、自分自身は何を介助・介護されなければ生活が成り立たないのかを理解することができ、ヘルパーへの指示も的確な事柄だけになり、ヘルパーに手伝ってもらふことと、手伝ってもらわなくても済むことが明確になる。それにより、ヘルパーに対する気遣い等も少なくなってくるといえる。さらには、きちんと障がい受容をしていることで、障がい者が進行した際の受け容れ状態も変わるといえるだろう。そればかりではない。災害や緊急時、障がい者と関わりの薄いヴォランティアや普段と異なるヘルパーなどが援けに駆けつけてくれても、障がい当事者やご家族は、何をどのようなお手伝いが必要であるか、または介助・介護をしてもらえばよいかを的確に伝えることもできる。そのため、比較的時間をかけずに避難等ができることにも繋がるのである。

そして、「障がい者理解」と「地域力を上げる」ことも大切である。今回の調査で何度も耳にしたのは、「親亡き後の問題」であった。特に、障がい児の親よりも障がい者の親が、親亡き後の問題について何度も口にされていたのだ。「今後について感じていること」や「ご意見」の中では、様々なお話を聴かせていただいた中で、親亡き後の問題は家族だけで悩んでいるケースが多いのが現状であった。その中でも、Bさんのお母様は、親亡き後の問題が社会問題として認識、共有化されていないことが課題であると指摘されていた。確かに、障がい当事者、ご家族でなければ想像できないと思われがちである。地域の中でも、まだまだ障がい者は、親やご家族が面倒を見ていれば何とかかなるという風潮が残っているのも感じずにはいられない。逆に、障がい者の親や障がい当事者が世間や事業所等に気兼ねをすることから、親、特に母親が頑張り過ぎてしまい、抱え込んでしまう傾向もある。また親と同様な介助ができる担い手がいなく、障がい当事者にとっても親が絶大な存在となってしまう傾向もあるだろう。Cさんのお母様は、「親が亡くなってからが気がかりで仕方ありません。親亡き後です。財産などのお金の管理や、自宅をどうすればいいか、そして身の回りのこと、お墓の管理のこともですね。親がいなくなったら、どんな生活になるか想像がつかず、すごく心

配です。」や「いつまでも親が元気でないとダメだなーと思う」と仰っていた。親亡き後の問題を他人事ではなく、自分事、もしくは地域の問題として受け止められるような取り組みを浸透させる必要があるだろう。自分たちの地域の中に、障がい者が、普通に住んでいることを知ることから理解し始め、隣近所が普段から交流がある地域になるよう促すことや、障がい者理解が深まるような研修会等を実施していく必要があるといえる。障がい者の親が元気なうちは、障がい者の障がい特性の一番の理解者として生活を全面的にサポートしたり、学校や社会との橋渡し役をすることもできる。だからこそ、障がい者の親が元気なうちに、地域の中で、地域住民と共に、地域の障がい者の親亡き後を検討できるような場が必要である。それには、やはり、“障がい者理解”と、“地域力を上げる”必要がある。

また、「行政と共に社会的困難者を見落とさないシステムづくり」が必要である。これは「親亡き後の問題」にも繋がるが、実は、親亡き後の問題は、障がい者の問題といっても過言ではないのだが、障がい者だけの問題ではなくなっているのが近年の社会状況といえる。親亡き後の問題は、障がい者だけの問題ではなく、ひきこもりやうつ等の精神疾患患者、不登校など、社会的困難者すべての問題である。だからこそ、行政と共に障がい者等の社会的困難者を見落とさないシステムづくりが必要である。そして、今後は障がい当事者やご家族の思いや希望に対する助言や提言できるシステムづくりが必要になる。

そして、「行政と共に社会的困難者をサポートする体制づくり」も必要である。親の多くは、兄弟姉妹に障がい当事者の介助・介護を期待していないのも理解できた。親は、内心、兄弟姉妹に障がい当事者の介助・介護を期待したいと思ったとしても、長年、親自身の心労の多大なる負担を考慮すると、兄弟姉妹に障がい当事者の介助・介護を期待することに躊躇するのであるだろう。しかしながら、この問題も、近年の社会状況からすると、障がい者だけの問題ではないと理解できる。ひきこもりやうつ等の精神疾患患者、不登校など、社会的困難者すべての問題である。だからこそ、行政と共に福祉関係者は、障がい者などの社会的困難者の介助・介護について、過剰な負担を感じさせないようなサポート体制をつくるべきである。

具体的に言えば、高齢の親のご家族に対する支援等のサポートとシステムづくりを充実させて行くべきである。

いずれにせよ、精神的安定・安心を感じてもらうためには、ヘルパー等の事業者をはじめ福祉関係者と、その制度等を利用する障がい当事者や障がい者のご家族も、皆一人ひとりの「こころのバリアフリー」が重要である。

したがって、今回の調査研究に関しても、「こころのバリアフリーの大切さ」を痛感せずにはいられなかった。

謝辞

本研究の機会と本研究の掲載を与えてくださいました、また公益社団法人 茨城県地方自治研究センター 研究員の肩書きを認めてくださっています、公益社団法人 茨城県地方自治研究センター 理事長 鈴木博久氏をはじめ関係者の皆さまに、心から深く感謝申し上げます。

また、調査回答に、お忙しい最中、長時間、ご協力いただきました障がい者ご本人とご家族の皆さま方には、日頃、言葉に表しにくいプライベートなことまで、正直にお応えいただきまして、深く感謝申し上げます。

本研究の調査・分析・執筆を進めるに際し、母（有賀敏子）をはじめ介助者（平野寿美子氏）、そしてヴォランティアの皆さま、関係者の多くの方々が協力し、支えてくれた。また、恩師 大嶋和雄先生には、日頃から研究する大切さをご教示いただいている。皆さまに、心より感謝をささげます。ありがとうございました。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を策定する。基本方針は、障害を理由とする差別（以下「障害者差別」という。）の解消に向けた、政府の施策の総合的かつ一体的な実施に関する基本的な考え方を示すものである。

第 1 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向

1 法制定の背景

近年、障害者の権利擁護に向けた取組が国際的に進展し、平成 18 年に国連において、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進するための包括的かつ総合的な国際条約である障害者の権利に関する条約（以下「権利条約」という。）が採択された。我が国は、平成 19 年に権利条約に署名し、以来、国内法の整備を始めとする取組を進めてきた。

権利条約は第 2 条において、「障害に基づく差別」とは、障害に基づくあらゆる差別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。障害に基づく差別には、あらゆる形態の差別（合理的配慮の否定を含む。）を含む。」と定義し、その禁止について、締約国に全ての適当な措置を求めている。我が国においては、平成 16 年の障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）の改正において、障害者に対する差別の禁止が基本的理念として明示され、さらに、平成 23 年の同法改正の際には、権利条約の趣旨を踏まえ、同法第 2 条第 2 号において、社会的障壁について、「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。」と定義されるとともに、基本原則として、同法第 4 条第 1 項に、「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」こと、また、同条第 2 項に、「社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない」ことが規定された。

法は、障害者基本法の差別の禁止の基本原則を具体化するものであり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害者差別の解消を推進することを目的として、平成 25 年 6 月に制定された。我が国は、本法の制定を含めた一連の障害者施策に係る取組の成果を踏まえ、平成 26 年 1 月に権利条約を締結した。

2 基本的な考え方

(1) 法の考え方

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するためには、日常生活や社会生活における障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を取り除くことが重要である。このため、法は、後述する、障害者に対する不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供を差別と規定し、行政機関等及び事業者に対し、差別の解消に向けた具体的取組を求めるとともに、普及啓発活動等を通じて、障害者も含めた国民一人ひとりが、それぞれの立場において自発的に取り組むことを促している。

特に、法に規定された合理的配慮の提供に当たる行為は、既に社会の様々な場面において日常的に実践されているものもあり、こうした取組を広く社会に示すことにより、国民一人ひとりの、障害に関する正しい知識の取得や理解が深まり、障害者との建設的対話による相互理解が促進され、取組の裾野が一層広がることを期待するものである。

(2) 基本方針と対応要領・対応指針との関係

基本方針に即して、国の行政機関の長及び独立行政法人等においては、当該機関の職員の取組に資するための対応要領を、主務大臣においては、事業者における取組に資するための対応指針を作成することとされている。地方公共団体及び公営企業型以外の地方独立行政法人（以下「地方公共団体等」という。）については、地方分権の観点から、対応要領の作成は努力義務とされているが、積極的に取り組むことが望まれる。

対応要領及び対応指針は、法に規定された不当な差別的取扱い及び合理的配慮について、具体例も盛り込みながら分かりやすく示しつつ、行政機関等の職員に徹底し、事業者の取組を促進するとともに、広く国民に周知するものとする。

(3) 条例との関係

地方公共団体においては、近年、法の制定に先駆けて、障害者差別の解消に向けた条例の制定が進められるなど、各地で障害者差別の解消に係る気運の高まりが見られるところである。法の施行後においても、地域の実情に即した既存の条例（いわゆる上乘せ・横出し条例を含む。）については引き続き効力を有し、また、新たに制定することも制限されることはなく、障害者にとって身近な地域において、条例の制定も含めた障害者差別を解消する取組の推進が望まれる。

第2 行政機関等及び事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する共通的な事項

1 法の対象範囲

(1) 障害者

対象となる障害者は、障害者基本法第2条第1号に規定する障害者、即ち、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」

と総称する。)がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」である。これは、障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(難病に起因する障害を含む。)のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとのいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえている。したがって、法が対象とする障害者は、いわゆる障害者手帳の所持者に限られない。なお、高次脳機能障害は精神障害に含まれる。

また、特に女性である障害者は、障害に加えて女性であることにより、更に複合的に困難な状況に置かれていることがあること、障害児には、成人の障害者とは異なる支援の必要性があることに留意する。

(2) 事業者

対象となる事業者は、商業その他の事業を行う者(地方公共団体の経営する企業及び公営企業型地方独立行政法人を含み、国、独立行政法人等、地方公共団体及び公営企業型以外の地方独立行政法人を除く。)であり、目的の営利・非営利、個人・法人の別を問わず、同種の行為を反復継続する意思をもって行う者である。したがって、例えば、個人事業者や対価を得ない無報酬の事業を行う者、非営利事業を行う社会福祉法人や特定非営利活動法人も対象となる。

(3) 対象分野

法は、日常生活及び社会生活全般に係る分野が広く対象となる。ただし、行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、法第13条により、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)の定めるところによることとされている。

2 不当な差別的取扱い

(1) 不当な差別的取扱いの基本的な考え方

ア 法は、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することを禁止している。

なお、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、不当な差別的取扱いではない。

イ したがって、障害者を障害者でない者と比べて優遇する取扱い(いわゆる積極的改善措置)、法に規定された障害者に対する合理的配慮の提供による障害者でない者との異なる取扱いや、合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障害者に障害の状況等を確認することは、不当な差別的取扱いには当たらない。不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障害者を、問題となる事務・事業

について本質的に関係する諸事情が同じ障害者でない者より不利に扱うことである点に留意する必要がある。

(2) 正当な理由の判断の視点

正当な理由に相当するのは、障害者に対して、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合である。行政機関等及び事業者においては、正当な理由に相当するか否かについて、個別の事案ごとに、障害者、事業者、第三者の権利利益（例：安全の確保、財産の保全、事業の目的・内容・機能の維持、損害発生防止等）及び行政機関等の事務・事業の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。行政機関等及び事業者は、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。

3 合理的配慮

(1) 合理的配慮の基本的な考え方

ア 権利条約第2条において、「合理的配慮」は、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されている。

法は、権利条約における合理的配慮の定義を踏まえ、行政機関等及び事業者に対し、その事務・事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）を行うことを求めている。合理的配慮は、障害者が受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとのいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえたものであり、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、障害者が個々の場面において必要としている社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないものである。

合理的配慮は、行政機関等及び事業者の事務・事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要がある。

イ 合理的配慮は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、「(2) 過重な負担の基本的な考え方」に掲げた要素を考慮し、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話

による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるものである。さらに、合理的配慮の内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わり得るものである。

現時点における一例としては、

- ・車椅子利用者のために段差に携帯スロープを渡す、高い所に陳列された商品を取って渡すなどの物理的環境への配慮
- ・筆談、読み上げ、手話などによるコミュニケーション、分かりやすい表現を使って説明をするなどの意思疎通の配慮
- ・障害の特性に応じた休憩時間の調整などのルール・慣行の柔軟な変更

などが挙げられる。合理的配慮の提供に当たっては、障害者の性別、年齢、状態等に配慮するものとする。内閣府及び関係行政機関は、今後、合理的配慮の具体例を蓄積し、広く国民に提供するものとする。

なお、合理的配慮を必要とする障害者が多数見込まれる場合、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、その都度の合理的配慮の提供ではなく、後述する環境の整備を考慮に入れることにより、中・長期的なコストの削減・効率化につながる点は重要である。

ウ 意思の表明に当たっては、具体的場面において、社会的障壁の除去に関する配慮を必要としている状況にあることを言語（手話を含む。）のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段（通訳を介するものを含む。）により伝えられる。

また、障害者からの意思表示のみでなく、知的障害や精神障害（発達障害を含む。）等により本人の意思表示が困難な場合には、障害者の家族、介助者等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含む。

なお、意思の表明が困難な障害者が、家族、介助者等を伴っていない場合など、意思の表明がない場合であっても、当該障害者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑みれば、当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組に努めることが望ましい。

エ 合理的配慮は、障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備（「第5」において後述）を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。したがって、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなる。また、障害の状態等が変化することもあるため、特に、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、提供する合理的配慮について、適宜、見直しを行うことが重要である。

(2) 過重な負担の基本的な考え方

過重な負担については、行政機関等及び事業者において、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。行政機関等及び事業者は、過重な負担に当たると判断した場合は、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。

- 事務・事業への影響の程度（事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か）
- 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
- 費用・負担の程度
- 事務・事業規模
- 財政・財務状況

第3 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

1 基本的な考え方

行政機関等においては、その事務・事業の公共性に鑑み、障害者差別の解消に率先して取り組む主体として、不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供が法的義務とされており、国の行政機関の長及び独立行政法人等は、当該機関の職員による取組を確実なものとするため、対応要領を定めることとされている。行政機関等における差別禁止を確実なものとするためには、差別禁止に係る具体的取組と併せて、相談窓口の明確化、職員の研修・啓発の機会の確保等を徹底することが重要であり、対応要領においてこの旨を明記するものとする。

2 対応要領

(1) 対応要領の位置付け及び作成手続

対応要領は、行政機関等が事務・事業を行うに当たり、職員が遵守すべき服務規律の一環として定められる必要があり、国の行政機関であれば、各機関の長が定める訓令等が、また、独立行政法人等については、内部規則の様式に従って定められることが考えられる。

国の行政機関の長及び独立行政法人等は、対応要領の作成に当たり、障害者その他の関係者を構成員に含む会議の開催、障害者団体等からのヒアリングなど、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、作成後は、対応要領を公表しなければならない。

(2) 対応要領の記載事項

対応要領の記載事項としては、以下のものが考えられる。

- 趣旨
- 障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方

- 障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の具体例
- 相談体制の整備
- 職員への研修・啓発

3 地方公共団体等における対応要領に関する事項

地方公共団体等における対応要領の作成については、地方分権の趣旨に鑑み、法においては努力義務とされている。地方公共団体等において対応要領を作成する場合には、2（1）及び（2）に準じて行われることが望ましい。国は、地方公共団体等における対応要領の作成に関し、適時に資料・情報の提供、技術的助言など、所要の支援措置を講ずること等により協力しなければならない。

第4 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

1 基本的な考え方

事業者については、不当な差別的取扱いの禁止が法的義務とされる一方で、事業における障害者との関係が分野・業種・場面・状況によって様々であり、求められる配慮の内容・程度も多種多様であることから、合理的配慮の提供については、努力義務とされている。このため、各主務大臣は、所掌する分野における対応指針を作成し、事業者は、対応指針を参考として、取組を主体的に進めることが期待される。主務大臣においては、所掌する分野の特性を踏まえたきめ細かな対応を行うものとする。各事業者における取組については、障害者差別の禁止に係る具体的取組はもとより、相談窓口の整備、事業者の研修・啓発の機会の確保等も重要であり、対応指針の作成に当たっては、この旨を明記するものとする。

同種の事業が行政機関等と事業者の双方で行われる場合は、事業の類似性を踏まえつつ、事業主体の違いも考慮した上での対応に努めることが望ましい。また、公設民営の施設など、行政機関等がその事務・事業の一環として設置・実施し、事業者に運営を委託等している場合は、提供される合理的配慮の内容に大きな差異が生ずることにより障害者が不利益を受けることのないよう、委託等の条件に、対応要領を踏まえた合理的配慮の提供について盛り込むよう努めることが望ましい。

2 対応指針

(1) 対応指針の位置付け及び作成手続

主務大臣は、個別の場面における事業者の適切な対応・判断に資するための対応指針を作成するものとされている。作成に当たっては、障害者や事業者等を構成員に含む会議の開催、障害者団体や事業者団体等からのヒアリングなど、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、作成後は、対応指針を公表しなければならない。

なお、対応指針は、事業者の適切な判断に資するために作成されるものであり、盛り

込まれる合理的配慮の具体例は、事業者に強制する性格のものではなく、また、それだけに限られるものではない。事業者においては、対応指針を踏まえ、具体的場面や状況に応じて柔軟に対応することが期待される。

(2) 対応指針の記載事項

対応指針の記載事項としては、以下のものが考えられる。

- 趣旨
- 障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方
- 障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の具体例
- 事業者における相談体制の整備
- 事業者における研修・啓発
- 国の行政機関（主務大臣）における相談窓口

3 主務大臣による行政措置

事業者における障害者差別解消に向けた取組は、主務大臣の定める対応指針を参考にして、各事業者により自主的に取組が行われることが期待される。しかしながら、事業者による自主的な取組のみによっては、その適切な履行が確保されず、例えば、事業者が法に反した取扱いを繰り返し、自主的な改善を期待することが困難である場合など、主務大臣は、特に必要があると認められるときは、事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができることとされている。

こうした行政措置に至る事案を未然に防止するため、主務大臣は、事業者に対して、対応指針に係る十分な情報提供を行うとともに、事業者からの照会・相談に丁寧に対応するなどの取組を積極的に行うものとする。また、主務大臣による行政措置に当たっては、事業者における自主的な取組を尊重する法の趣旨に沿って、まず、報告徴収、助言、指導により改善を促すことを基本とする必要がある。主務大臣が事業者に対して行った助言、指導及び勧告については、取りまとめて、毎年国会に報告するものとする。

第5 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

1 環境の整備

法は、不特定多数の障害者を主な対象として行われる事前的改善措置（いわゆるバリアフリー法に基づく公共施設や交通機関におけるバリアフリー化、意思表示やコミュニケーションを支援するためのサービス・介助者等の人的支援、障害者による円滑な情報の取得・利用・発信のための情報アクセシビリティの向上等）については、個別の場面において、個々の障害者に対して行われる合理的配慮を的確に行うための環境の整備として実施に努めることとしている。新しい技術開発が環境の整備に係る投資負担の軽減をもたらすこともあることから、技術進歩の動向を踏まえた取組が期待される。また、環境の整備には、ハード面のみならず、職員に対する研修等のソフト面の対応も含まれることが重要である。

障害者差別の解消のための取組は、このような環境の整備を行うための施策と連携しながら進められることが重要であり、ハード面でのバリアフリー化施策、情報の取得・利用・発信におけるアクセシビリティ向上のための施策、職員に対する研修等、環境の整備の施策を着実に進めることが必要である。

2 相談及び紛争の防止等のための体制の整備

障害者差別の解消を効果的に推進するには、障害者及びその家族その他の関係者からの相談等に的確に応じることが必要であり、相談等に対応する際には、障害者の性別、年齢、状態等に配慮することが重要である。法は、新たな機関は設置せず、既存の機関等の活用・充実を図ることとしており、国及び地方公共団体においては、相談窓口を明確にするとともに、相談や紛争解決などに対応する職員の業務の明確化・専門性の向上などを行うことにより、障害者差別の解消の推進に資する体制を整備するものとする。内閣府においては、相談及び紛争の防止等に関する機関の情報について収集・整理し、ホームページへの掲載等により情報提供を行うものとする。

3 啓発活動

障害者差別については、国民一人ひとりの障害に関する知識・理解の不足、意識の偏りに起因する面が大きいと考えられることから、内閣府を中心に、関係行政機関と連携して、各種啓発活動に積極的に取り組み、国民各層の障害に関する理解を促進するものとする。

(1) 行政機関等における職員に対する研修

行政機関等においては、所属する職員一人ひとりが障害者に対して適切に対応し、また、障害者及びその家族その他の関係者からの相談等に的確に対応するため、法の趣旨の周知徹底、障害者から話を聞く機会を設けるなどの各種研修等を実施することにより、職員の障害に関する理解の促進を図るものとする。

(2) 事業者における研修

事業者においては、障害者に対して適切に対応し、また、障害者及びその家族その他の関係者からの相談等に的確に対応するため、研修等を通じて、法の趣旨の普及を図るとともに、障害に関する理解の促進に努めるものとする。

(3) 地域住民等に対する啓発活動

ア 障害者差別が、本人のみならず、その家族等にも深い影響を及ぼすことを、国民一人ひとりが認識するとともに、法の趣旨について理解を深めることが不可欠であり、また、障害者からの働きかけによる建設的対話を通じた相互理解が促進されるよう、障害者も含め、広く周知・啓発を行うことが重要である。

内閣府を中心に、関係省庁、地方公共団体、事業者、障害者団体、マスメディア等

の多様な主体との連携により、インターネットを活用した情報提供、ポスターの掲示、パンフレットの作成・配布、法の説明会やシンポジウム等の開催など、多様な媒体を用いた周知・啓発活動に積極的に取り組む。

イ 障害のある児童生徒が、その年齢及び能力に応じ、可能な限り障害のない児童生徒と共に、その特性を踏まえた十分な教育を受けることのできるインクルーシブ教育システムを推進しつつ、家庭や学校を始めとする社会のあらゆる機会を活用し、子供の頃から年齢を問わず障害に関する知識・理解を深め、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人であることを認識し、障害の有無にかかわらず共に助け合い・学び合う精神を涵養する。障害のない児童生徒の保護者に対する働きかけも重要である。

ウ 国は、グループホーム等を含む、障害者関連施設の認可等に際して、周辺住民の同意を求める必要がないことを十分に周知するとともに、地方公共団体においては、当該認可等に際して、周辺住民の同意を求める必要がないことに留意しつつ、住民の理解を得るために積極的な啓発活動を行うことが望ましい。

4 障害者差別解消支援地域協議会

(1) 趣旨

障害者差別の解消を効果的に推進するには、障害者にとって身近な地域において、主体的な取組がなされることが重要である。地域において日常生活、社会生活を営む障害者の活動は広範多岐にわたり、相談等を行うに当たっては、どの機関がどのような権限を有しているかは必ずしも明らかではない場合があり、また、相談等を受ける機関においても、相談内容によっては当該機関だけでは対応できない場合がある。このため、地域における様々な関係機関が、相談事例等に係る情報の共有・協議を通じて、各自の役割に応じた事案解決のための取組や類似事案の発生防止の取組など、地域の実情に応じた差別の解消のための取組を主体的に行うネットワークとして、障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができることとされている。協議会については、障害者及びその家族の参画について配慮するとともに、性別・年齢、障害種別を考慮して組織することが望ましい。内閣府においては、法施行後における協議会の設置状況等について公表するものとする。

(2) 期待される役割

協議会に期待される役割としては、関係機関から提供された相談事例等について、適切な相談窓口を有する機関の紹介、具体的事案の対応例の共有・協議、協議会の構成機関等における調停、斡旋等の様々な取組による紛争解決、複数の機関で紛争解決等に対応することへの後押し等が考えられる。

なお、都道府県において組織される協議会においては、紛争解決等に向けた取組について、市町村において組織される協議会を補完・支援する役割が期待される。また、関係機関において紛争解決に至った事例、合理的配慮の具体例、相談事案から合理的配慮

に係る環境の整備を行うに至った事例などの共有・分析を通じて、構成機関等における業務改善、事案の発生防止のための取組、周知・啓発活動に係る協議等を行うことが期待される。

5 差別の解消に係る施策の推進に関する重要事項

(1) 情報の収集、整理及び提供

本法を効果的に運用していくため、内閣府においては、行政機関等による協力や協議会との連携などにより、個人情報の保護等に配慮しつつ、国内における具体例や裁判例等を収集・整理するものとする。あわせて、海外の法制度や差別解消のための取組に係る調査研究等を通じ、権利条約に基づき設置された、障害者の権利に関する委員会を始めとする国際的な動向や情報の集積を図るものとする。これらの成果については、障害者白書や内閣府ホームページ等を通じて、広く国民に提供するものとする。

(2) 基本方針、対応要領、対応指針の見直し等

技術の進展、社会情勢の変化等は、特に、合理的配慮について、その内容、程度等に大きな進展をもたらし、また、実施に伴う負担を軽減し得るものであり、法の施行後においては、こうした動向や、不当な差別的取扱い及び合理的配慮の具体例の集積等を踏まえるとともに、国際的な動向も勘案しつつ、必要に応じて、基本方針、対応要領及び対応指針を見直し、適時、充実を図るものとする。

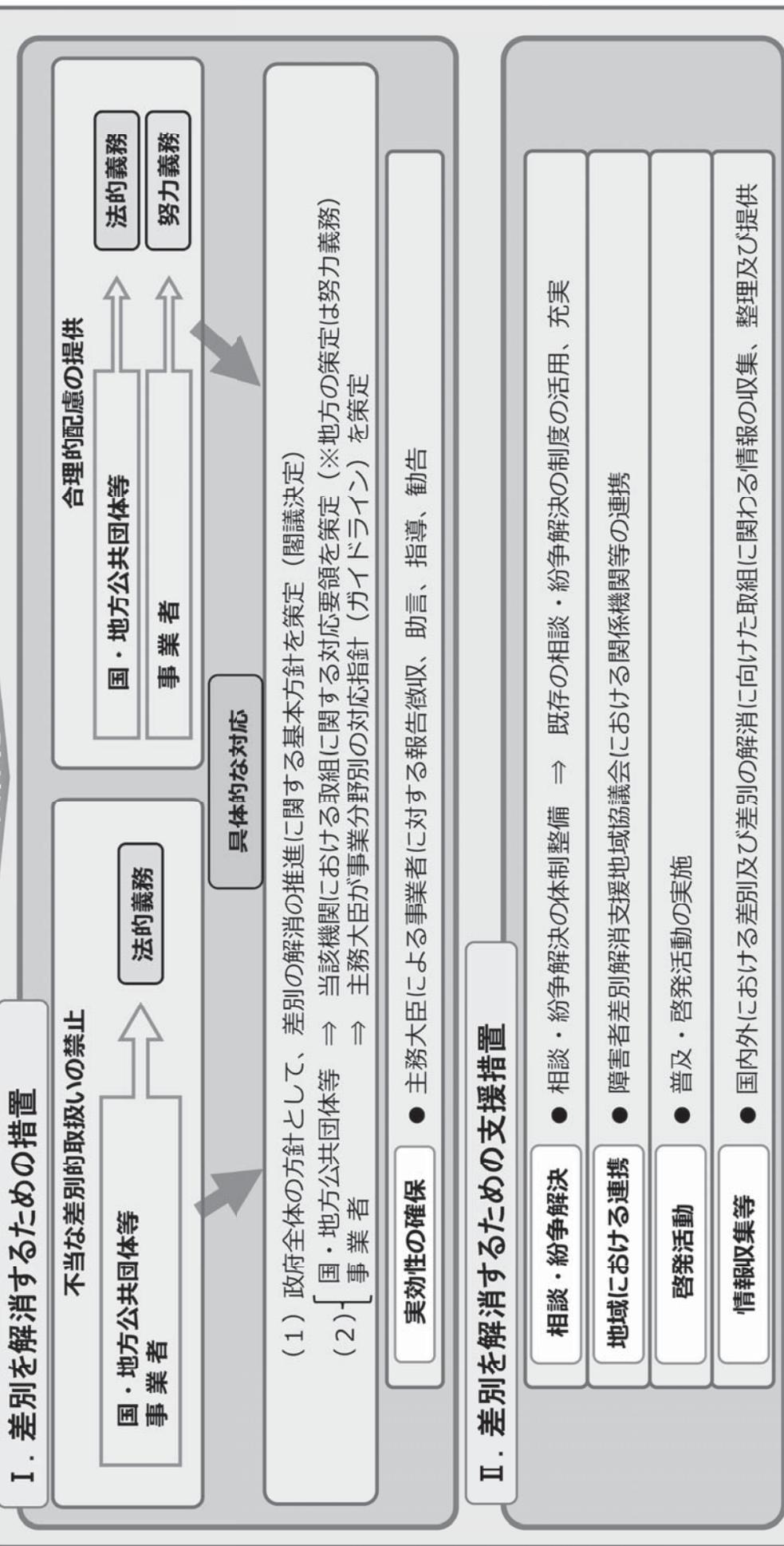
法の施行後3年を経過した時点における法の施行状況に係る検討の際には、障害者政策委員会における障害者差別の解消も含めた障害者基本計画の実施状況に係る監視の結果も踏まえて、基本方針についても併せて所要の検討を行うものとする。基本方針の見直しに当たっては、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かなければならない。対応要領、対応指針の見直しに当たっても、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

なお、各種の国家資格の取得等において障害者に不利が生じないように、いわゆる欠格条項について、各制度の趣旨や、技術の進展、社会情勢の変化等を踏まえ、適宜、必要な見直しを検討するものとする。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法〈平成25年法律第65号〉）の概要

<p>障害者基本法 第4条 基本原則 差別の禁止</p>	<p>第1項：障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止</p> <p>何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。</p>	<p>第2項：社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止</p> <p>社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。</p>	<p>第3項：国による啓発・知識の普及を図るための取組</p> <p>国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。</p>
--	---	--	--

具体化



平成 28 年 4 月 1 日から施行！

障害者差別解消法

※正式名称は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」です。

この法律は、障害のある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることを目指しています。

「不当な差別的 取扱いの禁止」 とは？

この法律では、国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者が、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止しています。

「合理的配慮の 提供」とは？

この法律では、国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者に対して、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること（事業者に対しては、対応に努めること）を求めています。



合理的配慮の事例が内閣府のホームページにあります。

合理的配慮サーチ

検索

合理的配慮サーチでは、障害の種類や生活の場面から事例をさがすことができます。法の施行と相まって、今後、さらに具体例を収集・蓄積し、内容を充実させていきます。



内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付障害者施策担当

〒100-8914 東京都千代田区永田町 1-6-1 中央合同庁舎 8号館

電話：03-5253-2111 ファックス：03-3581-0902

ホームページ：<http://www8.cao.go.jp/shougai/index.html>

ごう り てき はい りよ

「合理的配慮」を 知っていますか？

しょうがいしゃ さべつかいしょうほうちゅう (注) により、しょうがい かの
「合理的配慮」などが求められています！！

ちゅうせいしきめいしょうしょうがいりゆうさべつかいしょうすいしんかんほうりつ
(注) 正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」で、
へいせいねんがつついち
平成28年4月1日からスタートしています。



「共生社会」の実現のために

障害のあるなしにかかわらず、すべての命は同じように大切であり、かけがえのないものです。

ひとりひとりの命の重さは、障害のあるなしによって、少しも変わることはありません。

このような「当たり前」の価値観を、改めて、社会全体で共有していくことが何よりも大切です。

こうした取組の一步一步の積み重ねが、障害のある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら共に生きる社会（共生社会）の実現へとつながっていきます。

この「障害者差別解消法」では、障害のある人に「合理的配慮」を行うことなどを通じて、「共生社会」を実現することを目指しています。

この法律を進めることで、障害のある人となない人が実際に接し、関わり合う機会が増えると思います。こうした機会を通じ、障害のある人となない人が、お互いに理解し合っていくことが、「共生社会」の実現にとって大きな意味をもちます。

このリーフレットを通じて、ひとりでも多くの方に、新しい一歩を踏み出していただくことを願っています。



しょうがいしゃさべつかいしょうほう

障害者差別解消法では

なにもと

何が求められるのですか？

「不当な差別的取扱い」の禁止

この法律では、国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者が、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止しています。

「合理的配慮」の提供

障害のある人は、社会の中にあるバリアによって生活しづらい場合があります。

この法律では、役所や事業者に対して、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたとき^(※)に、負担が重すぎない範囲で対応すること（事業者においては、対応に努めること）を求めています。

※ 言語（手話を含む）、点字、拡大文字、筆談、実物を示すことや身振りなどのサインによる合図、触覚など様々な手段により意思が伝えられることをいいます。通訳や障害のある人の家族、支援者、介助者、法定代理人など、障害のある人のコミュニケーションを支援する人のサポートにより本人の意思が伝えられることも含まれます。

対象となる「障害者」は？

この法律に書いてある「障害者」とは、障害者手帳も持っている人のことではありません。

身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人（発達障害や高次脳機能障害のある人も含まれます）、その他の心や体のはたらきに障害（難病に起因する障害も含まれます）がある人で、障害や社会の中にあるバリアによって、日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人すべてが対象です（障害児も含まれます）。

対象となる「事業者」は？

この法律に書いてある「事業者」とは、会社やお店はもちろんのこと、同じサービスなどをくりかえし継続する意思をもって行う人たちをいい、ボランティア活動をするグループなども「事業者」に入ります。

ふとう さべつ てき とりあつか 不当な差別的取扱いは きんし 禁止されています！

しょうがい ひと たい せいとう りゆう しょうがい りゆう ていきょう きよひ
障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として、サービスの提供を拒否
することや、サービスの提供にあたって場所や時間帯などを制限すること、障害のない
ていきょう しょうがい
人にはつけない条件をつけることなどが禁止されます。
せいとう りゆう はんたん ばあい しょうがい ひと りゆう せつめい りがい え
正当な理由があると判断した場合は、障害のある人にその理由を説明し、理解を得る
よう努めることが大切です。

ふとう さべつ てき とりあつか ぐたいれい 〈不当な差別的取扱いの具体例〉



うけつけ たいおう きよひ
受付の対応を拒否する。

ほんにん むし
本人を無視して
かいじょしゃ しえんしゃ
介助者や支援者、
つきそい ひと
付き添いの人だけに
はな
話しかける。



がっこう じゅけん にゅうがく きよひ
学校の受験や、入学を拒否する。



しょうがいしゃ む ぶっけん
障害者向け物件はないと
い たいおう
言って対応しない。



ほ ごしゃ かいじょしゃ
保護者や介助者が
いっしょ
一緒にいないと
みせ い
お店に入れない。

合理的配慮が 求められています！

合理的配慮は、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること（事業者においては、対応に努めること）が求められるものです。重すぎる負担があるときでも、障害のある人に、なぜ負担が重すぎるのか理由を説明し、別のやり方を提案することも含め、話し合い、理解を得るよう努めることが大切です。

たとえば、従業員が少ないお店で混雑しているときに、「車いすを押して店内を案内してほしい」と伝えられた場合に、話し合ったうえで、負担が重すぎない範囲で、別の方法をさがすなどが考えられます。その内容は、障害特性やそれぞれの場面・状況に応じて異なります。

合理的配慮の具体例



障害のある人の
障害特性に応じて、
座席を決める。



しょうがい ひと
 障害のある人から、
 じぶん か こ むずか か
 「自分で書き込むのが難しいので代わり
 か つた
 に書いてほしい」と伝えられたとき、
 か か もんだい しょうらい
 代わりに書くことに問題がない書類の
 ばあい ひと いし じゅうぶん
 場合は、その人の意思を十分に
 かくにん か か
 確認しながら代わりに書く。

いし つた あ え
 意思を伝え合うために絵や
 しゃしん
 写真のカードやタブレット
 たんまつ つか
 端末などを使う。



だん さ ばあい
 段差がある場合に、スロープ
 つか ほ じょ
 などを使って補助する。



こう り て き はい りょ じ れ い な い か く ふ
 合理的配慮の事例が内閣府のホームページ
 にあります。

こう り て き はい りょ けん さ く
 合理的配慮サーチ 検索 🔍

こう り て き はい りょ しょうがい しゃへつ せいかつ ば めん
 合理的配慮サーチでは、障害の種別や生活の場面から
 じ れ い
 事例をさがすことができます。

こん ご く たい れ い しゃしゅう ちくせき ないよう じゅうじつ
 今後、さらに具体例を収集・蓄積し、内容を充実させて
 いきます。

こま
困ったときは…

しょうがい ひと ふ とう さ べつ てき とり あつか う ごう り てき はい りょ てい きょう
障害のある人は、不当な差別的取扱いを受けた、合理的配慮を提供して
もらえなかったなど、困ったことがあったら、最寄りの市町村の障害福祉担当
ぶ しょ そう だん ち い き み ち が そう だん まど ぐち そう だん
部署や相談センターなど、地域の身近な相談窓口に相談してください。



しょうがい しゃ さ べつ かい しょうほう しょう さい
障害者差別解消法についての詳細は…

<http://www8.cao.go.jp/shougai/index.html>

ない かく み しょうがい しゃ さ べつ がい しょう けん ざく
内閣府 障害者差別解消 検索 🔍

このリーフレットは、ホームページでもご覧いただけます。

http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai_leaflet.html

※このリーフレットのふんしょうやイラストについては、しゅってん めい き
引用や二次利用を含め、自由にご利用いただけます。



ない かく み せい ざく とう かつ かん きょう せい しゃ がい せい ざく たん とう つき しょう がい しゃ し ざく たん とう
内閣府政策統括官（共生社会政策担当） 付障害者施策担当

とう きょう と ち ゃ だ く な が た ち ょ う ち ゅ う ぐ う とう ち ゅ う しゃ ご う かん
〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1 中央合同庁舎8号館
でん ね
電話：03-5253-2111 ファックス：03-3581-0902

きょう けつ ぎょう かい ち けん り つ はん だ とう べつ し えん が つ とう とう か とう しゃ つく ぼ だ い が く あ ぞく ねん づ か とう べつ し えん が つ とう
協力校：愛知県立半田特別支援学校 桃花校舎、筑波大学附属大塚特別支援学校、
ふく し ま けん り つ り ゃう じ ゅ う じ ゅ う じ ゅ う
福島県立いわき養護学校くぼた校

きょう けつ ぎょう かい さ き き の ぶ けい し つく ぼ だ い が く つ げ ま さ ぶ し かい ほう かん とう とう げ つ とう な ん ぐ かい じん し
協力者：佐々木 信行 氏、筑波大学 柘植 雅義 氏、明蓮館高等学校 南雲 明彦 氏

※このリーフレットは、知的障害のある方などから御意見をいただきながらつくられたものです。

我が国は「障害者の権利に関する条約」を締結しました！

障害者権利条約とは？

■ 「障害者権利条約」は、障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利を実現するための措置等を規定しています。

- 例えば
- ◆ 障害に基づくあらゆる差別（合理的配慮の否定*を含む。）を禁止
 - ◆ 障害者が社会に参加し、包容されることを促進
 - ◆ 条約の実施を監視する枠組みを設置、等

※過度の負担ではないにもかかわらず、障害者の権利の確保のために必要・適当な調整等（例：段差への渡し板の提供等）を行わないことを指します。



条約成立まで一締結に向けて我が国ではどのような取組が行われたの？



- 2006年12月 国連総会で条約が採択されました。
- 2007年 9月 我が国が条約に署名しました。
- 2008年 5月 条約が発効しました。

2014年10月末時点で
151か国・地域・機関が締結済みです。

条約締結に先立ち、障害当事者の意見も聴きながら、国内法令の整備を推進してきました。

- 2011年 8月 障害者基本法が改正されました。
- 2012年 6月 障害者総合支援法が成立しました。
- 2013年 6月 障害者差別解消法が成立し、障害者雇用促進法が改正されました。

これらの法整備をうけて、国会において議論され、2013年11月19日の衆議院本会議、12月4日の参議院本会議において全会一致で締結が承認されました。

2014年1月20日我が国は「障害者権利条約」を締結し、 2月19日に条約は我が国について効力を発生しました。

条約を締結するとどうなるの？

- 我が国において、障害者の権利の実現に向けた取組が一層強化されます。
(障害者の身体的自由や表現の自由等の権利、教育や労働等の権利が促進されます。)
- (条約の実施を監視する枠組みや、国連への報告義務などによって、我が国の取組が後押しされます。)
- 人権尊重についての国際協力が一層推進されます。



公益社団法人茨城県地方自治研究センター役員・研究員体制

理事長	鈴木博久 (代表理事)	監事	清水瑞祥
副理事長	黒江正臣	監事	飯田正美
副理事長	帯刀治	研究員	岡野孝男
専務理事	千歳益彦	研究員	柴山章
理事	堀良通	研究員	菅谷毅
理事	佐川泰弘	研究員	大高みよ
理事	菊池正則	研究員	有賀絵理
理事	石松俊雄	研究員	本田佳行
理事	今井路江	研究員	横田能洋

自治権いばらき

No.134 2019年10月15日発行

発行所 公益社団法人 茨城県地方自治研究センター
水戸市桜川2-3-30 自治労会館内
TEL 029-224-0206
編集・発行人 鈴木博久
印刷 コトブキ印刷株式会社
水戸市千波町2398-1 TEL 029-241-1000